

法人課税 外形標準課税対象法人の所得割における軽減税率の見直し

1. 改正の概要

法人事業税を付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により課される法人(外形標準課税対象法人(※1))のうち、軽減税率適用法人(※2)の所得割について、所得区分に応じた軽減税率を廃止する。

- (※1) 外形標準課税対象法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人である。ただし、公益法人等や収入割のみが課される法人(電気・ガス供給業など)は除く。
- (※2) 軽減税率適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人**以外の法人**をいう。したがって、大法人であっても、2以下の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人については所得割の軽減税率が適用される。

区分		標準税率	
		改正前	
所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	0.4%
		年400万円超年800万円以下の所得	0.7%
		年800万円超の所得	1.0%
軽減税率不適用法人		1.0%	
付加価値割		1.2%	
資本割		0.5%	

区分	標準税率
	改正後
所得割	1.0%
付加価値割	1.2%
資本割	0.5%

2. 適用時期

2022年(令和4年)4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

3. 実務上の留意点

(標準税率の場合)年800万円超の所得があるケースにおいては、税負担が年36,000円増加する。